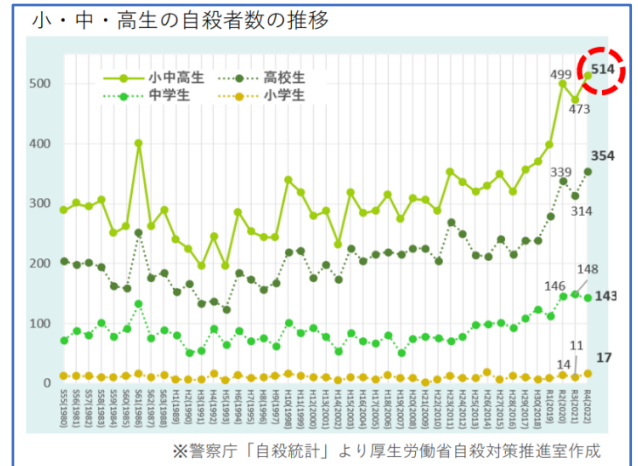


<こども・若者の自殺危機対応チーム事業について>

○国の背景及び現状

我が国の児童生徒の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和 4 年は統計を取り始めた昭和 53 年以降も最も多い 514 名に上がった。また、**10 代の死亡原因の第 1 位が自殺**であり、わが国においてこども・若者の自殺対策が喫緊の課題となっている。



○国の動向

- ・令和 4 年 10 月に自殺総合対策大綱が改訂行われ、**チームの設置**が盛り込まれる。
- ・令和 5 年 4 月 子ども家庭庁内に「**自殺対策室**」を設置
- ・令和 5 年 6 月 子ども家庭庁がまとめた「**こどもの自殺対策緊急強化プラン**」において、こどもの自殺対策の柱としてチームの「**全国への設置を目指す**」ことが謳われる。

○こども・若者の自殺危機対応チーム事業の概要 （※JSCP 作成資料より引用）

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

1 メンバー構成

児童精神科医、心理士、保健師、精神保健福祉士、弁護士、NPO 法人等

※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする（チームの事務局は、地域自殺対策推進センター等が担う）

2 対応が想定されるこども・若者

次のこども・若者のうち、市町村等のみでは対応が困難であり、チームによる助言や支援を必要とする者

①自殺未遂歴がある②自傷行為の経験がある③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない等

※本チームは原則、学校や市町村等地域の支援者を支援するものであり、地域の自殺対策力向上に還元することも見据え、緊急時を除き、こどもやその家庭等に直接支援を行うことは、想定されない。

3 活動内容

① チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討、ケースステータスの確認・判断

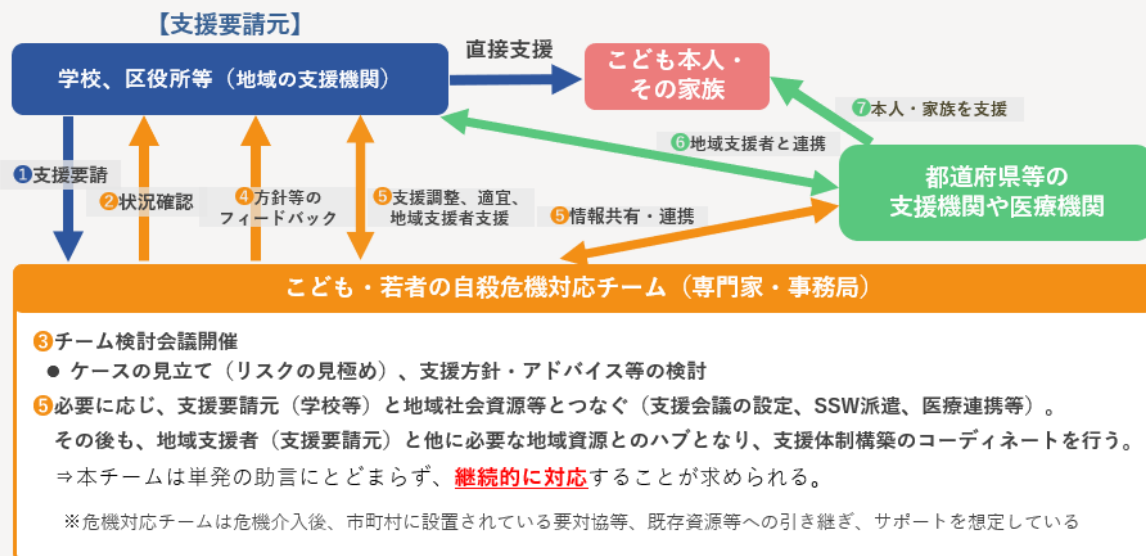
② 支援の実施：支援方針に基づく地域の支援者への指導・助言、現地調査

※本チームは単発の助言にとどまらず、**継続的に対応**することが求められる。

チームの支援フローイメージ図

※チーム内の役割分担に着目したイメージはP9をご参照

1



ポイント

- 1) 当該生徒の危機状況がどの程度であるかを確認するため、上記②の支援要請元への状況確認（電話等）は、迅速に行う。
- 2) 本チームの役割は、当該生徒だけでなく、必要に応じて、その家庭の課題も含めた包括的な支援体制の構築に向けたコーディネート等を行うことである。（本チームはあくまで学校と地域（基礎自治体等）との仲介役であり、地域の支援者を一時的にサポートする立場である。）

※JSCP 研修資料より引用

○各自治体（都道府県・政令指定都市）の設置状況

- ・令和5年度は、4自治体が設置を完了・運用段階へ
- ・令和6年度は12自治体が設置に向けた検討を進めている状況。